

# 平成15年1月教育委員会定例会会議録

## 報告事項

報 第16号 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について

大江教職員課長から、市町村立学校職員の給与に関する条例の一部が改正されたことに伴い、改正後の条例で教育委員会規則に委任された事項等を規定する。要点としては、教育公務員特例法の改正に伴う修正、市町村立学校職員の給与に関する規則別表第1の調整基本額表の改正、給料表のマイナス改定に伴う平成8年改正に係る経過措置の改正等である。施行日は平成15年1月1日であると説明があり、報告のとおり承認された。

報 第17号 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則の一部を改正する規則について

教職員課長から、教育公務員特例法の改正、教育職員免許法の改正に伴う項ずれが生じたため所要の改正を行う。また、昇格時の特定号給の変更に伴い、所要の改正を行う。要点は、別表第8の特定号給表中「小中学校給料表2級24号給」を「同25号給」に、「高等学校教育職員給料表2級22号給」を「同23号給」に改めるなどであり、施行日は平成15年1月1日であると説明があった。

委員から、特号給の格差是正のためかと質問があり、課長から、それも含めた是正であると答弁があり、報告のとおり承認された。

報 第18号 最高号給を超える給料月額を受ける市町村立学校職員の給料の切替え等に関する規則の一部を改正する規則について

教職員課長から、市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2項に規定する教育委員会規則への委任を受けて制定するもので、要点は、最高号給を超える給料月額を受けていた市町村立学校職員の切替日における給料月額及びこれを

受ける期間に通算されることとなる期間等を定める。施行日は平成15年1月1日であり、それに伴い、最高号給を超える給料月額を受ける市町村立学校職員の給料の切替等に関する規則は廃止すると説明があり、異議なく承認された。

#### 付議事項

#### 議案第34号 和歌山県使用料及び手数料条例の改正（案）について

太田文化財課長から、県立近代美術館及び県立博物館において、両施設共用で、展示内容の音声解説を行うポータブルROMプレーヤー25台を常備し、希望者に有料で貸し出すことに伴う条例の改正である。要点は、条例の別表第1中、近代美術館及び博物館の末尾に、附属設備使用料の項目を新たに追加する。使用料の額については、知事が別に定めることとし、その金額は200円で、平成15年4月1日から施行したい旨の説明があった。

委員から、無料開放している子ども達が来館したときにどうするのかと質問があり、課長から、特別なサービスとなるため、高校生以下でも音声ガイドは有料となる。ただし、学校との連携を密にし、集団での学習活動の場合はそれに替わる説明を学芸員等が行うことで対応する予定である。しかし、少人数で来られて使用された場合は有料となり、100円いただく予定であると答弁があった。

さらに委員から、特別展等の場合25台では少なすぎないかと質問があり、課長から、十分な台数とは言えないが、まず25台からスタートし、需要の状況等をつかんだうえで対応したいと答弁があった。それに対し委員から、費用の面もあるし、機器の進歩も早いためすべて購入しなくても、必要なときにレンタルできるようにするなど、柔軟な対応をするよう要望があった。

また委員から、修繕料や設備の更新の費用等についても考慮するよう要望があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

#### 議案第35号 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則（案）について

#### 議案第36号 和歌山県立特殊教育諸学校規則の一部を改正する規則（案）について

教職員課長から、両議案について「学校図書館法の一部を改正する法律」が平成9年6月11日法律第76号をもって公布、同日付けで施行され、同法による司書教諭の設置猶予期間が平成15年3月31日までとなっており、平成15年4月1日から各学校に司書教諭を設置しなければならないため、県立学校に司書教諭を新設するとともに、その職務を明確にし、4月1日から施行したい旨の説明があった。

委員から、現在司書教諭のいない学校については年度末の人事異動で対応するのか、任命にあたっては教育委員会が任命するのか、学校長が任命し、教育委員会が承認するのか、図書部長と司書教諭の関わりはどう指導するのか、司書教諭と実習教員との関わりはどうするのか等の質問があり、課長から、1点目は、県立学校については学校長を通じて計画的に司書教諭の資格を取得するよう指導しているので問題はない。2点目は、学校長が任命し、教育委員会が承認する。3点目は、図書部長については、図書館教育の重要性に鑑みて、学校長は校務分掌にきちんと位置づけなければならないと考える。4点目は、実習教員はあくまでも助手であるためその連携は重要である。そのうえで各教科の授業等に司書教諭が中心となって、連絡・指導助言を行うという大きな役割をもっていると答弁があった。

委員から、今までは図書部長のもとで実習教員が図書の整理や採択を行っていて、その間の職となるのかとの質問があり、課長から、図書部長の補助的な役割を実習教員が行っていた。今回、今までの図書部長が任命されるのか、新たに任命されるのかは学校長の裁量であるが、学校図書館の役割の大きさは認識しているためきちんと位置づけできると思うと答弁があった。

さらに委員から、学校間での横の連携はあるのかと質問があり、課長から、各学校間の連携はもとより、市町村の図書館との連携、更に高等教育機関との連携は非常に大事であるため、指導していると答弁があった。

委員から、司書教諭に対する研修を実施するよう要望があった。

委員から、図書選定の権限について質問があり、教育長から、図書部を中心に各教科も入って図書選定委員会をつくり、そこで選定している学校が多い。しかし最終的な権限は学校長である。また今回司書教諭を設置することで、各学校それぞれ特色が出ると思うので、あまり細かいところまで決めないで、先程要望があ

ったように研修等を行っていくことで基本的なところをきっちりしていきたい。さらに、これからの図書館は、1つの館だけではなく連携が大切である。和歌山大学をはじめ公立の図書館等で「コンソーシアム図書館」をつくっているが、今そこに参入していくように取り組んでいると答弁があった。

委員から、図書館の本の購入費用は充分なのか、1校あたりの図書購入費はどれくらいであるのかと質問があり、教育長から、購入費は需用費の中から各学校が図書購入分として配分しており、図書購入費といったかたちでの配分はしていない。その方が学校ととしても使いやすいと答弁があった。更に、他府県の同規模校と比べて本県の県立高校の本の数あるいは利用率についてはどうなっているのかとの質問に対し、学校間で特色があり差があるが、平均的な蔵書数である。利用率にしても悪くはない。本県は従来から学校司書に教育職員を充てていることも効果を生んでいるのではないかと答弁があった。

委員から図書館の開館時間について質問があり、山崎学校教育課長から、教職員の勤務時間内であると答弁があった。以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

#### 議案第37号 平成14年度和歌山県教育功劳賞受賞候補者(案)について

森総務課長から、学校教育の教職員関係で県立学校校長7名、同教頭2名の計9名、学校教育の健康教育関係で学校医1名、教育行政関係で元教育長1名、教育委員1名の合計12名を推薦する旨の説明があり、原案のとおり決定した。